



とよしん

海外貿易投資ニュース



第33号
発行日:2014.01.31

2014年1月からの最低賃金引き上げを公布ー引き上げ幅は14.3～16.7%にー(ベトナム)

ベトナム政府は11月14日、国内・外資系企業の最低賃金引き上げに関する政令182号(182/2013/ND-CP)を公布した。最低賃金の引き上げ幅は最大で17%弱(地域3)。改定後の最低賃金(月額)は地域1(ハノイ市、ホーチミン市など)で270万ドン(約128ドル)に引き上げられる。

<地域1の最低賃金は270万ドンに>

政令182号は2014年1月1日から適用される。前回の最低賃金引き上げは2013年1月1日に行われている。現在、ベトナムの最低賃金は地域1～4の地域別に策定され、2011年10月以降は国内企業と外資企業の賃金が統一されている。なお、今回の最低賃金改定では、適用地域区分について変更はなかった。

今回の改定により、地域1(ハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市など)は270万ドン(2013年1月からの上昇率14.9%)、地域2(ダナン市、バクニン省など)が240万ドン(約114ドル、14.3%)、地域3が210万ドン(約100ドル、16.7%)、地域4が190万ドン(約90ドル、15.2%)となる(表参照)。

今回の最低賃金引き上げに関して、国家賃金評議会は国内・外資系企業の2014年の最低賃金引き上げに関する政令改正案を政府に提出していた(2013年10月2日記事参照)。今回の政令182号は同改正案にほぼ沿った内容となった。

「VNエクスプレス」紙(電子版11月20日)によると、労働総同盟は30%の引き上げを要求していたが、経済状況などを踏まえ、最終的には労働傷病兵社会問題省(MOLISA)が提案した引き上げ額に決定したという。

ベトナム共産党が2015年までに最低賃金を310万ドンまで引き上げるという目標を掲げているため、今後も引き上げは続くものとみられ、その後はインフレ率に応じて引き上げられるという。

<省力化など対応を急ぐ進出日系企業も>

今回の最低賃金引き上げについて、北部近郊の進出日系企業では、従業員の月給を基本給と手当を含めて300万ドン程度に設定している企業が多く、またインフレ率を示す消費者物価指数(CPI)上昇率も近年安定していることから(1～10月の前年同期比で6.7%)、上記引き上げ幅がインフレ率よりも高くなっていることに不満が出ている。一方で、対応によってはストライキになる可能性もあるので、引き上げることも必要という意見もある。

自社製品の全てを海外に輸出している輸出加工企業(EPE)のA社によると、為替レートは6月に1%の切り下げがあったのみで(1ドル=2万828ドンから2万1,036ドン)、その後は切り下げがない。そのため、為替切り下げ分で最低賃金引き上げ分をカバーすることができず、企業の負担が大きくなるという。

一方、労働集約型で進出している日系企業B社は、最低賃金引き上げは頭の痛い問題であるものの、比較的作業員の採用が容易で、いまだに賃金が低廉であることから、当面は当地での操業に支障がないとしている。

労働力を省力化できる高性能機械を導入したり、作業方法を改善したりすることで生産効率を上げ、極力、作業員の採用を抑えようとしている日系企業も徐々に出てきている。

(出所:ジェトロ通商弘報.2013年11月22日 528dce0846500 「2014年1月からの最低賃金引き上げを公布ー引き上げ幅は14.3～16.7%にー(ベトナム)」)

地域別最低賃金(月額)の比較

[単位:ドン(ドル)、%]

	現行	2014年1月1日施行	
	(2013年1月1日施行)		上昇率
地域1	235万(113)	270万(128)	14.9
地域2	210万(101)	240万(114)	14.3
地域3	180万(87)	210万(100)	16.7
地域4	165万(79)	190万(90)	15.2

(注)1ドル=2万828ドン(2013年1月1日)、2万1,100ドン(2013年11月20日)。

(出所)現行は2012年12月14日付政令103号(103/2012/ND-CP)、2014年は2013年11月20日付政令183号(183/2013/ND-CP)

ハラールについて

日本製食品の海外への販路開拓ニーズの高まりを受け、前号では、欧米に輸出する際に問題となる「ハサップ(HACCP)」について取り上げました。本号では、ムスリム(イスラーム教徒)の多い国・地域への販路拡大にあたり留意する必要がある「ハラール(HALAL)」について解説します。

(1)イスラーム市場について

ムスリムは世界人口の約4分の1、約16億人にのぼり、経済成長と人口増加が著しく、有望な市場と考えられています。また、昨年7月に東南アジア5か国の観光ビザ発給要件が緩和されたため、ムスリムの多いマレーシアやインドネシアからの観光客が増加しています。販路拡大だけでなく、ムスリム観光客を取り込む観点からもハラールへの対応を考える必要があります。

(2)ハラールとは

ハラールとは、「合法的なもの」や「許されたもの」を意味するアラビア語で、イスラーム法に則ったもののことをいいます。イスラーム教では、不浄とされる豚肉、豚由来の食品、アルコール類を含む食品は口にできません。また、豚肉以外の肉においても、ムスリムにより特定の方法により処理されたか、食品の保管・輸送が豚肉と一緒にされていないか等が規定されています。ハラールではない食品・飲み物を摂取することはできないため、ムスリムを対象に食品等を輸出、販売する場合には、当該食品等がハラールであることが求められます。

(3)ハラール認証とは

イスラーム法の定める適正な方法で処理・加工された食品等は、認証機関による審査を受けた上でハラール認証マークを表示することができます。これによりムスリムは安心して、商品を手にとることができます。ただし、審査においては、加工工程、包装、輸送、保管等すべてにおいてハラールであることが要求され、単に商品そのものがハラールであるだけでは足りないと考えられています。

(4)輸出にあたりハラールを考慮すべき国

トルコやアラブ首長国連邦(UAE)を含む中近東諸国をはじめ、シンガポール、マレーシア、インドネシア等のムスリムが多い東南アジア諸国へ輸出する食品等には、ハラール認証マークの表示が重要となります。UAE向けに食肉を輸出する際にはハラール認証マークの表示が必要である一方で、シンガポールおよびインドネシアにおいてはハラール認証マークの取得は任意であるなど、国によって取り扱いが異なります。ハラール認証マークの取得が任意の国であっても、ムスリム向けに販売を検討している場合には、認証の取得が好ましいと考えられます。

ハラールには、世界共通の認証基準がなく、国によって認証を受けるための基準やポイントが異なるのが現状です。日本にも各国が公認したハラール認証機関が複数ありますが、輸出相手国が公認した認証機関に認証を依頼する必要があります。

(出所:信金中央金庫 貿易投資相談ニュース Vol.211 2014年1月発行「3.特集:ハラールについて」から抜粋)

！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！

1月は次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
セミナー「中小製造業向けASEAN進出を考える」	名古屋	あいち産業振興機構
中小企業海外展開支援セミナー	名古屋	外務省、JICA中部
中国セミナー ～中国に進出している日系企業の経営課題とその対策～	名古屋	一般社団法人 海外事業支援センター名古屋(OBAC)
最新メキシコ進出セミナー	名古屋	三井住友海上経営サポートセンター
海外ビジネス知財戦略セミナー	名古屋	名古屋商工会議所、愛知県商工会議所連合会
香港・春節セミナー & 個別相談会2014in名古屋	名古屋	香港貿易発展局、中京日本香港協会
セミナー「中国リスクをいかにマネジメントするか - その分析と対処法を探る -」	名古屋	ジェトロ名古屋、愛知県、あいち産業振興機構



国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>